

## 荒尾市内保育所等の自然災害時等における臨時休園等のガイドライン(概要版)

### 1 目的

このガイドラインは、市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所(以下、「保育所等」という。)において、台風や豪雨等の自然災害発生時(以下、「災害時等」という。)に園児、保護者、保育従事者等の安全を守るため、保育所等の臨時休園等の対応について定めたものです。

### 2 実際に避難情報等が発令された時の対応

警戒レベル	発令時間	
	午前6時時点で発令中	開園時間中に発令
警戒レベル4 以上 (避難指示)	・当該日は、臨時休園とします。	・原則、保育の縮小を行います。(降園時間を早めます。)
※警戒レベル3 (高齢者等避難)	・原則、保育を実施します。  ※警戒レベル3においても、施設長が、災害の被災状況や今後の気象情報、保育士の配置状況により臨時休園等が必要と判断した場合は、市と協議の上、臨時休園、保育の縮小などの措置を取ることがあります。	

※災害対応については、保育所等の施設や立地条件等によって、状況が異なることから、警戒レベルの発令によらずとも、各施設の状況により臨時休園や保育の縮小などの対応もありえます。

※防災関係者や医療機関従事者等、災害時においても社会的要請が強い業務に従事する保護者の児童に対しては、各保育所等で事前に把握し、施設の安全面、職員の人員配置などを確認した上で、応急的な保育の実施に努めます。(※応急的な保育については、各施設において施設の安全面、職員の確保ができない場合は、応急的な保育を提供しないことも可能とします。)

なお、応急的な保育は、災害前日までに保護者からの申し出により実施しますが、開所時間の変更や延長保育の有無、弁当持参が必要となる等、通常保育と異なる取り扱いを行う場合は、施設から保護者に周知します。

### 3 市及び保育所等、保護者の役割分担

	臨時休園や保育の短縮の決定に関すること	災害の備えや情報伝達・周知に関すること
保育所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等は、市から「臨時休園」の連絡があった場合は、速やかに保護者に連絡を行う。</li> <li>・保育所等は、保育が必要な児童に対する応急的な保育の実施に努める。（※応急的な保育については、施設の安全面、職員の確保ができない場合は、応急的な保育を提供しないことも可能とする。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等は、自然災害時は本ガイドラインに沿った、臨時休園等の対応がありえることを入園時や保護者総会等において周知する。</li> <li>・保育所等は、災害時の避難場所や避難経路、園児の引き渡し方法等を予め定めておき、定期的な避難訓練や保護者への周知、情報の共有に努める。</li> </ul>
保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者は、保育所等から「臨時休園」及び「保育の短縮」等の連絡があった場合は、安全を確保しながら、家庭保育や速やかに送迎を行うなど対応する。</li> <li>・保護者は、気象情報をはじめ荒尾市からの災害情報や保育所等からの情報の把握に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者は、保育所等からの自然災害時における臨時休園等のガイドラインについて理解を深める。</li> <li>・保護者は、保育所等に電子メールや電話番号等を伝え、緊急時の連絡等がとれるように努める。連絡先の変更があった場合も速やかに保育所等へ伝える。</li> <li>・保護者においては、保育所等からの臨時休園等の連絡がなくても、自宅周辺において危険を感じたときは、無理に登園や送迎を行わず、安全な場所で待機するなど対応をする。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、気象情報や各種防災情報の収集に努め、臨時休園の判断を慎重に行い、決定した場合は、各保育所等へ連絡を行うとともに市のホームページや愛情ねっと等により情報の周知に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、本ガイドラインを市のホームページ等に掲載し周知を行う。</li> </ul>